

6 許可の要件（法第7条,法第8条,法第15条）

許可を受けるためには、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 経營業務の管理責任者としての経験を有する者がいること
- (2) 専任の技術者がいること
- (3) 請負契約に関して誠実性があること
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること
- (5) 欠格要件等に該当しないこと

(1) 経營業務の管理責任者としての経験を有する者がいること（法第7条第1号）

許可を受けようとする者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの1人が、個人である場合には、本人又は支配人（商業登記簿上に登記のある支配人に限る。）のうち1人が次のいずれかに該当することが必要です。

経營業務の管理責任者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社）に限って経營業務の管理責任者と専任技術者を兼ねることができます。

<p>許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p>	<p>建設業法第7条第1号イに該当</p>
<p>許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者</p> <p>ア 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験</p> <p>イ 6年以上経營業務の補佐をした経験</p>	<p>建設業法第7条第1号ロに該当</p>
<p>許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者</p> <p>ア 経營業務の管理責任者としての経験</p> <p>イ 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経營業務の執行に関して具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験</p>	

(注)

1 「経營業務の管理責任者としての経験」とは、常勤の、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経営について総合的に管理した経験をいいます。非常勤としての経験や単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。

2 複数の建設業に関し の要件を満たしていれば、同一人がそれぞれの建設業について経營業務の管理責任者になることができます。

3 「これらに準ずる者」、「ア、イの経験」、「イの経験」や確認書類、「経験期間の通算」については、事前に御相談ください。

(2) 専任の技術者がいること（法第7条第2号）

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、次表の要件を満たす専任の技術者を置くことが必要です。

各営業所ごとに専属でなければならず、同一業者であっても他の営業所との兼務は認められません。

所属する営業所に常時勤務する者でなければなりません。したがって、名義だけの者や常識上通勤不可能な者は除きます。

建設業の他業者の技術者、管理建築士、宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。

ただし、同一業者で同一の営業所である場合は兼ねることができます。

同一業者で同一の営業所である場合は、必要な要件を備えていれば、2業種以上の専任技術者を兼ねることができ、また、経營業務の管理責任者又は営業所長も兼ねることができます。

表2 専任技術者の要件

一般建設業

学歴と実務経験を有する者	
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科を修めて高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校卒業後5年以上の実務経験を有する者	建設業法第7条第2号イに該当
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科を修めて大学若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）卒業後3年以上の実務経験を有する者	

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科を修めて専修学校専門課程卒業後5年以上の実務経験を有する者	建設業法7条第2号八に該当
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科を修めて専修学校専門課程卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者	
実務経験を有する者	建設業法第7条第2号ロに該当
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者 <u>電気工事及び消防施設工事については、電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。</u>	
資格を有する者	建設業法第7条第2号八に該当
許可を受けようとする建設業に関し「表4 専任技術者の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」の○又は に該当する資格を有する者	
検定試験に合格し実務経験を有する者	
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定による検定で、「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者	
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧専門学校卒業程度検定規定による検定で、「表3 専任技術者の学歴（指定学科）」に掲げる学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者	
国土交通大臣が認定した者	
個別の申請に基づき国土交通大臣が認定した者	

実務経験で2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。期間を重複することはできません（2業種を申請する場合は、20年以上の経験が必要です。）

実務経験年数の計算については、「9 申請書等の作成」の「実務経験証明書（様式第九号）」を御覧ください。

特定建設業

資格を有する者	建設業法第 15 条第 2 号イに該当
許可を受けようとする建設業に関し「表 4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)」の に該当する資格を有する者	
指導監督的実務経験を有する者	建設業法第 15 条第 2 号ロに該当
上記 ~ の要件に該当し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上（平成 6 年 12 月 28 日前の工事にあつては 3,000 万円以上、昭和 59 年 10 月 1 日前の工事にあつては 1,500 万円以上）であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者	
<u>指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）については、この基準により専任技術者になることはできません。</u>	
国土交通大臣が認定した者	建設業法第 15 条第 2 号ハに該当
国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者	

「指導監督的実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

また、この経験は発注者から直接請け負った工事に関するものに限られ、発注者側の経験や下請負人としての経験は含まれません。

(注)

1 主任技術者又は監理技術者の配置

建設業の許可を取得した者は、すべての工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません（法第 26 条）。

専任技術者は所属する営業所に常時勤務する者であるため、原則的には「主任技術者」や「監理技術者」にはなれません。

ただし、「専任であることを要しない工事」であり、工事現場が営業所に近接して常時連絡をとりうる体制にある場合は、「主任技術者」、「監理技術者」を兼ねることができます。

「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければなりません。

2 主任技術者

請け負った建設工事を施工するとき、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の監理をつかさどる者で、「表 2 専任技術者の要件」の一般建設業の専任技術者の要件を満たしている者をいいます。

3 監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 4,000 万円以上（建築一式工事業の場合は 6,000 万円以上）になる場合に、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の監理をつかさどる者で、「表 2 専任技術者の要件」の特定建設業の専任技術者の要件を満たしている者をいいます。

4 主任技術者・監理技術者が専任でなければならない工事

公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負代金の額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事をいいます。

公共性のある施設・工作物の工事とは、個人住宅を除くほとんどの工事で、民間工事も含まれます。

専任であることを要する工事の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了していることが必要です。

5 指定建設業の監理技術者

指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の監理技術者は、「表 2 専任技術者の要件」中の「特定建設業」の又はに該当する者でなければなりません。

表 3 専任技術者の学歴（指定学科）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

許可を受けようとする建設業	学 科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注)

上記学科以外については、事前に御相談ください。

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習の修了者について

講習修了証に、建設業の種類について建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であること、有効期限が記載されていることが必要です。特定建設業である指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の専任技術者にはなれません。

コード「36」（共通）

登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゆんせつ工事業
登録PC基幹技能者	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大土工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録鷲・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消火設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大土工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業

(3) 請負契約に関して誠実性があること（法第7条第3号）

許可を受けようとする者が法人である場合はその法人、役員等（取締役、相談役、顧問等）、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は本人又は支配人等が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行に際して詐欺・脅迫・横領等法律に違反する行為をいいます。

「不誠実な行為」とは、工事内容・工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること（法第7条第4号）

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次表に掲げる要件を備えていること。

一般建設業	特定建設業
次の <u>いずれかに該当</u> すること。 自己資本の額が500万円以上であること。 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。	次の <u>すべてに該当</u> すること。 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。 流動比率が75パーセント以上であること。 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること。

(注)

1 この表の判断基準は、原則として許可申請時の 直前の財務諸表（許可申請日の属する決算期の直前の決算期の財務諸表をいう。一般建設業に係る許可申請時に直前の財務諸表を提出できない場合は、又はの要件を備えていること。特定建設業に係る許可申請時に直近の財務諸表を提出できない場合は、申請に対する処分は直前の財務諸表を提出した後となる。）によること。

2 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における「純資産の部」の「純資産合計」の額を、個人にあつては貸借対照表における期首資本、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

なお、個人にあつては開始貸借対照表を提出する場合には、預金残高証明書等も提出すること。

3 「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、取引金融機関から500万円以上の資金についての預金残高証明書等を得られることをいう。

500万円以上の預金残高証明書等を提出する場合は、申請受付日を基準として1か月以内の証明日における金額を証明したものであること。

申請書受付日を基準として1か月以内の例示

(9月3日現在)



4 一般建設業の許可を受ける場合の「 」の要件については、申請時点で許可を有する場合のみ該当することになります。新規申請等の場合には、「 」又は「 」の要件を満たす必要があります。

5 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負の場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の合計を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

	欠 損 比 率	
法人	$\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金})}{\text{資本金}}$	× 100 20%
個人	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定}}{\text{期首資本金}}$	× 100 20%

欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合は、この計算式を使う必要はありません。

次の場合の欠損比率は、25%となり要件を満たさなくなります。

繰越利益剰余金（ - 21,000 千円）

資本剰余金（ 1,000 千円）

利益準備金（ 5,000 千円）

任意積立金（ 10,000 千円）

$$\frac{21,000 - (1,000 + 5,000 + 10,000)}{20,000} = 25\% \text{ (欠損比率 20\% を超え、要件を満たさなくなります。)}$$

6 「流動比率」とは流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの（100 を乗じた数）をいいます。

	流 動 比 率	
法人	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}}$	× 100 75%
個人	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}}$	× 100 75%

7 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社及び合名会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

(5) 欠格要件等に該当しないこと（法第 8 条）

下記のいずれかに該当する場合は、許可を受けられません。

許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき

法人にあっては、当該法人、その法人の役員等、法定代理人、支店又は営業所の代表者が、また、個人にあってはその本人又は支配人等が、次の要件に該当しているとき

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

ウ 許可の取消しを免れるために廃業の届出をしてから 5 年を経過しない者

エ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

カ 次の法律に違反し、又は罪を犯したことにより罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(ア) 建設業法

(イ) 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(イ) 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）又は第 247 条（背任）の罪

(オ) 暴力行為等処罰に関する法律の罪

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下暴力団員等という。）

ク 暴力団員等が、その事業活動を支配する者